

2019年度海外研修F7コース報告

——アジアの知的財産事情の研修——

2019年度海外研修団(F7)*



抄 録 2019年度海外研修F7コースは、ASEAN諸国における知財情報の収集・整理、及び企業における知財実務・マネジメントの一翼を担う人材を育成することを目的として実施された。約1年間の研修では、事前研修にて、研修生自身の疑問点・関心点を、訪問5か国（タイ、インドネシア、シンガポール、マレーシア、ベトナム）毎に整理し、現地研修にて検証し、国内事後学習にて理解を深めるものであった。本報告では、「権利化の留意点」「権利行使の留意点」という2つの観点を中心に各国の実態について取り纏めた。

目 次

1. はじめに
2. 各国の訪問機関と概要
3. 各国の詳細報告
4. おわりに

1. はじめに

本コースは、経済発展が著しいASEAN諸国における知財情報の収集・整理、及び企業における知財実務・マネジメントの一翼を担うこと

* The JIPA Overseas Trainee Tour Group F7 ('19)

を目的として企画された研修であり、タイ（バンコク）、インドネシア（ジャカルタ）、シンガポール、マレーシア（クアラルンプール）、およびベトナム（ハノイ）を訪問し、各国における知財情報の収集等を行うものである。研修団は、研修生10名で構成されている。

本コースは、研修生が事前研修で自ら学習し、疑問点・興味を抱いた点をもとに各国、各訪問先での質問事項を決め、現地研修にて回答を得、事後学習で理解を深めるものである。今回の研修では、「日本企業が現地でビジネスをする際の留意点を見出す」ことを研修テーマに設定した。具体的には、「権利化の留意点」「権利行使の留意点」という2つの観点で各国の実態を調査することを目的に取り組んだ。

現地研修では、訪問5か国を約2週間半の行程で訪問し、各国の事情、文化、知的財産情報等に直接触れることを通じて、有益な成果を得ることができた。以下に今回の研修を通じて、研修生が得た成果を報告する。

2. 各国の訪問機関と概要

(1) タイ

1) タイ知的財産局

タイ知的財産局（Department of Intellectual Property of Thailand：以下、DIP）は、日本の特許庁（Japan Patent Office：以下、JPO）に相当する機関であり、特許審査業務、公報公開タイミング、公報収載情報、各種統計、地理的表示保護制度（Geographical Indications：以下、GI）について質疑を行った。

2) 知財法律事務所

S&Iインターナショナルを訪問した。同事務所は、元JPO審査官審判官の井口雅文氏により1996年に設立された日系の知財法律事務所である。タイ知財の全般的な意見交換、特に小特許と権利行使の実態について質疑を行った。

3) 現地企業

サイアムセメント、三菱電機アジアを訪問し、知財活動の紹介等を受け、質疑を行った。

(2) インドネシア

1) インドネシア知的財産総局

インドネシア知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property：以下、DGIP）は、JPOに相当する機関であり、特許、小特許、意匠、商標のほか、著作権等を取り扱う。訪問時には、特許審査業務、公報公開関連、各種統計情報についての質疑を行った。

2) 知財法律事務所

ROUSE及びHakindah Internationalの2つの知財法律事務所を訪問した。ROUSEはイギリスにヘッドオフィスを持ち、各国にブランチオフィスを構えている。Hakindah Internationalは、元JPO審査官の山本芳栄氏により1999年に設立された日系の知財法律事務所である。両事務所に対し、DGIPの審査業務・権利活用の実態等についての質疑を行った。またROUSE内において、現地企業2社の担当者に対して知財活動の質疑を行った。

(3) シンガポール

1) シンガポール知的財産庁

シンガポール知的財産庁（Intellectual Property Office of Singapore：以下、IPOS）は、JPOに相当する機関であり、特許審査業務等を行っている。IPOSは、PCT出願における国際調査機関及び国際予備審査機関として選択可能な機関である。なお、ASEAN加盟国の中で国際調査機関の資格を有するのは、IPOSの他にフィリピン知的財産庁のみである。IPOS訪問時には、主に審査加速制度についての質疑、及び小特許制度が存在しないことについての質疑を行った。

2) 知財法律事務所

Bird & Bird ATMDを訪問し、IPOSと同様の質疑を行った。シンガポールにおける知財権の権利行使に関する質問に対しては、実務的かつ専門的な見地からの回答を得ることができた。また、急ぎよ訪問できることとなったSpruson & Fergusonでは、主にシンガポールにおける権利化の留意点について質疑を行った。

3) 現地企業

Mastercardシンガポールでは、社内知財体制の紹介等を受け、質疑を行った。その他、JETROシンガポールを訪問し、ASEAN諸国の知財状況について情報収集と質疑を行った。

(4) マレーシア

1) 国内取引・消費者省

国内取引・消費者省 (Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs : 以下, MDTCA) は、商標、著作権の侵害品を取り締まる政府機関である。訪問時には、取り締まりの実態について質疑を行った。

2) 知財法律事務所、現地企業

Shearn Delamore & Co., SHOOK LIN & BOKおよびRam Carolineを訪問した。Shearn Delamore & Co.では、主に近年の知財に関する最高裁判決の解説を受けた。また、市場視察 (チャイナタウン、ペタリン通り) の案内もしていただいた。SHOOK LIN & BOKでは、主にマレーシアの特許制度について質疑を行った。Ram Carolineでは、同国知財の裁判制度について質疑を行い、事務所内を見学した。

また、現地のグローバル企業であるPETRONASを訪問し、事業内容や知財組織について説明を受けた。

(5) ベトナム

1) ベトナム知的財産庁

ベトナム知的財産庁 (National Office of

Intellectual Property of Vietnam : 以下, IP Viet Nam) は、出願された知的財産の審査を行う機関である。IP Viet Namは、拒絶査定に対する審判部への審判請求 (appeal) や権利化された知的財産権に対する無効審判 (trial) に関する行政手続も担当している。また裁判所、市場管理局からの要請に基づく権利侵害に関する鑑定も行っている。訪問時には、審査業務、公報収載に関するDB情報、各種統計情報についての質疑を行った。

2) 科学技術省監査局

科学技術省監査局 (Ministry Inspectorate of MOST : 以下, MOST) は、知的財産のうち特許、小特許、意匠、商標、GI、不公正な競争に関する権利侵害の行政手続を行う機関である。著作権は管轄外 (文化・スポーツ庁の管轄) である。また、MOSTは、知的財産に関するIP Viet Namの審決への不服申立の行政手続についても担当している。訪問時には、主に知的財産権の行使について質疑を行った。

3) 知的財産研究所

知的財産研究所 (Vietnam Intellectual Property Research Institute : 以下, VIPRI) は、知的財産のうち特許、小特許、意匠、商標、GI、不公正な競争、に関する侵害鑑定を行う機関である。著作権は管轄外 (文化・スポーツ庁の管轄) である。訪問時には、鑑定業務や依頼時の注意点についての質疑を行った。

4) 知財法律事務所

INVESTIPは、1988年に設立された知財法律事務所である。ハノイにヘッドオフィスがあり、ホーチミンにブランチオフィスがある。訪問時にはベトナム知財制度や先使用权の有効性、権利活用の実態等についての質疑を行った。

3. 各国の詳細報告

(1) タイ

1) 権利化の留意点

①公開制度

特許法28条では、公開日について「出願後であって公開料納付後」と規定されるのみで、公開が出願から何か月後に成されるかが定かではない。一方で、審査請求期限は公開から5年以内と規定されている。そのため以前より「審査請求時期や権利化時期の予定が立たない、公開日の遅延により権利化も著しく遅延する」という声が多かった。但し、公開遅延期間については近年かなり改善され、DIPによると、現在、出願後約2年で公開されるとの説明であった。

公開公報は、DIPのDBを利用して閲覧可能である。タイ語の情報はかなり充実しており、全文明細書、全クレーム、最新ステータスを確認可能であるが、英語情報が少ない。よって、日本等の外国企業の立場からするとこのDBにより公開・登録情報を活用することは単純には難しく、現地代理人に公報の入手と翻訳を依頼する等の工夫が必要と感じられた。

②異議申立

出願公開後90日以内に、DIPの審判委員会（審判委員会：商務省事務次官が議長、有識者で構成）へ異議申立（いわゆる日本における情報提供）が第三者によって可能である。

しかし、異議申立期間が90日と短いだけでなく、前述のとおり出願公開日が不確定であったり、DIPのDB情報はタイ語がメインであるため、第三者にとって異議申立が必要な特許を取りこぼしなく見つけ、90日以内に異議申立書類を準備することは現実的に困難である。

そこで、予めPCT出願や他国出願の調査によって影響特許を抽出して経過情報の監視を行い、公開が判明後速やかに行動に移せるよう準備しておき、影響他社のタイ語表示や、関連技

術用語のタイ語表示を把握して検索に利用する等の工夫を加えることが現実的であると考ええる。

③小特許（Petty patent）制度

小特許が1999年法改正により導入されている。小特許の新規性判断基準は、特許と同様、国内公知公用である。また「物」のみならず「方法」も権利対象であり、さらに、新規性と産業上の利用可能性が基礎的要件とされるが進歩性は要件とされず、新規性についても時として完全に近い判断が下される場合もある。これらの特徴を利用して、近年、小特許を戦略的に活用する日本企業も増えているとのことである。

タイ政府も小特許の活用を推奨していることもあり、小特許出願件数は現在ASEANトップの約2,500件／年である。

さらに、小特許は、保護期間が出願日から最長10年（6年+2年ずつ2回のみ更新可能）と、特許（出願日から20年）と比較して短いものの、権利化までの期間が特許と比較して非常に短く（最近では、審査から1年～1年半で登録）、手続きも特許と比較してシンプルであるため、ライフサイクルの短い製品の知財戦略においては活用する価値が高いと考えられる。ただし、小特許の審査官は15名（機械系9名、化学系6名）と少ないため審査の質（新規性判断）には注意が必要、発明未完成の記載不備の指摘は受けやすい、特許と小特許の併願はできない等のタイ特有の事情も有るので、これら事情をよく理解したうえで活用する必要があると考えられる。逆に、他社の小特許の権利化を阻むには、小特許の登録公報発行日から1年以内に実体審査請求（新規性・産業上利用可能性）が可能である。また、既に権利化されている場合は、裁判所に無効を提訴することができる。

④特許審査ハイウェイとASEAN特許審査協力プログラム

特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway：以下、PPH）とASEAN特許審査協

カプログラム（ASEAN Patent Examination Co-operation：以下、ASPEC）といった制度を利用することにより、権利化までの期間や費用を短縮することができる。近年の権利化までの実体審査期間について、今回DIPよりPPHで約15か月、ASPECで約19.2か月との説明を受けた。現時点ではPPHの方が早期権利化できるものと考えられる。なお、PPHは他国の審査結果を利用するいわゆる通常型PPHのみに限られており、PCT-PPH等は利用できない。

2) 権利行使の留意点

①民事的措置と刑事的措置

タイでは、侵害品に対して権利者が取り得る措置として、民事的措置と刑事的措置がある。刑事的措置は、特許権などの知的財産権の権利者がタイ経済警察や司法局特別調査局（DSI）へ告訴することで開始される。告訴が受理されると警察等が捜査を行い、検察に事件を送致して検察が起訴することで刑事訴訟が開始される。訴訟手続は検察官が行う。検察官が単独で起訴した後、権利者が加わることによって共同原告になる場合もある。このように、権利者が刑事訴訟に関与することができ、また刑事訴訟内で侵害によって受けた被害の回復も請求することが可能であるため、民事的措置よりも、刑事的措置が多用されているようである。

②その他問題解決手段

タイでは、侵害品に対して権利者が取り得る措置として、いきなり訴訟を提起するという形を取ることは一般的には稀であり、柔軟い問合せレターを送り、解決を図る場合が多い。これは、タイの国民性にも関係するところがあり、我々のような外資企業としてはタイの慣習を知らないと不利になる。タイ企業が最終的にどのような落としどころを要求しているかよく考えてからスタートすべきである。

また、現地法人は敢えて原告に入れないことで、現地法人が今後も長期にわたって地元で仕

事を進めやすいように取り回すことも必要である。（民事訴訟の場合、損害賠償請求の算定のため現地法人を入れる必要があるが、そうでないならば入れないという選択もある。）

3) 所感

タイは、訪問した他の国々と比べると、知的財産制度の拡充、特に特許制度の整備に、政府民間共に力が注がれていることを強く感じた。また、日本と同じ仏教国であることや、日系企業の進出が進んでいることに起因するためか、マイルドで誠実な国民性が感じられた。

一方で、タイには「国内公知公用」「出願公開の時期に関する規定がない」「異議申立期間が出願公開から90日以内」「審査官不足のため対応他国の審査状況が強く反映された特許審査となる」といった、独特の制度や課題が存在する。このため、タイにおいて自社特許の権利化や他社特許のウォッチを行う場合、タイならではの制度や課題を考慮して工夫を要する必要性を感じた。また、タイの小特許は、方法や物質も保護対象になっており、新規性があれば進歩性がなくても登録されるため、進歩性に欠ける技術やライフサイクルの短い技術の権利化等、使い方によっては戦略的活用の可能性が感じられた。

(2) インドネシア

1) 権利化の留意点

インドネシアにおける特許等（以下、小特許を含む場合、「特許等」と称する）の出願は、図1に示されるように、年々増加傾向にある。インドネシア国内からの出願も増加傾向にある。

DGIPによると、2019年実績（11月迄）でも既に1万件を突破している状況で、内訳としては、通常特許（ここでは国内出願及びパリ優先権出願を指し、PCT経由の出願は含まない）の出願は2,000件超、PCT経由の出願は6,000件超、小特許は1,000件超であり、今後も出願増加が

見込まれる状況である。一方、インドネシアを第1国出願とするPCT出願は1件のみであり、インドネシア国内を起点とした国際出願を行う状況には未だ無いと言える。小特許に関しては、インドネシア国内からの出願が大半を占める(図2)。特許は外国企業が主に出願し、小特許はインドネシア国内企業等が出願する状況である。そもそも小特許制度は、国内企業等の活性化のために開始した経緯があり、外国企業が活用する必要はないという意見もあった。

小特許の特許要件としては、保護期間が出願日から10年である点を除き(特許は出願日から20年)、基本的に特許と同様である。従って、実体審査も行われる。ただし、実体審査においては、新規性・産業上利用可能性の要件が課されるものの、進歩性の要件は課されない。また、保護対象は、特許と同じく方法、材料(化学・生物等)等も認められる。

これら特許等の出願は、DGIPで審査されている。DGIPの審査官の技術分野別の内訳を、表1に示す。審査に関しては、EU、日本、オーストラリアの審査結果を参考にすることがあるとのことであった(台湾は参考にはしていない)。また、PPHに関しては、15名の審査官の体制で審査が行われ、早期審査着手の観点ではASPECよりもPPHの方が有利であるとのことであった。

表1 DGIPの特許等の審査官数の内訳

機械系	電気系	医薬品	化学系	生物系
30名	23名	16名	28名	5名

また、現地国内企業の知的財産権の活用状況を把握するため、現地国内企業A社及びB社の担当者に対して特許等の出願の現状を確認した。その結果、現地国内企業A社(大手企業)によると、現状、商標・意匠の出願が中心で特許等の出願はこれから考えていく状況であった。

一方で新たな商品を上市しても他国から迅速に模倣品が出される現状を考えると、権利化まで3、4年と時間の要する特許等よりも迅速に権利化できる商標・意匠で模倣品への対応をしなければならない、との見解が得られた。また、現地国内企業B社(ベンチャー企業)によると、企業や大学が特許等を出願する意義として、予算獲得の目的が主であり、現時点では特許等の登録よりも出願に意義を見出している状況である、との見解が得られた。このような実情を考えると、現地国内企業による特許等の出願が一般化するにはまだ時間を要すると考えられる。

特許等の公報の公開に関しては、DGIPが近年開設したウェブサイトにて閲覧できる。しかしながら、出願情報は、書誌事項程度の情報しか掲載されていない。また、審査状況は確認できるものの、登録公報は公開されていない。従って、登録情報を詳細に確認する必要がある場合には、本ウェブサイト上で登録有無の情報を取得し、詳細な内容については、別途、DGIPに対して閲覧請求をしなければならない。また、いずれの情報も全てインドネシア語のみの公開であり、日本等の外国企業の立場からするとこのウェブサイトにより公開・登録情報を活用することが難しいと思われる。そのことから、同国の特許等の情報を取得するには、大半の出願がPCT経由であるためPCT出願の情報を活用することが現実的である。しかしながら、PCT出願の情報では、通常出願の情報が取得できないため、DGIPのウェブサイトから発明の名称、要約、出願人から必要とする公開情報を推測して特定し、より詳細な情報はDGIPへ閲覧請求をするしか対応のしようがない。なお、閲覧請求では2万ルピア(約150円)の手数料を要する。

2) 権利行使の留意点

インドネシアにおける知財権による権利行使は一般的には刑事的手段によって行われる。その際、侵害を認定するのは専門家証人であり、

審査経験があるDGIP局員が選任される。専門家証人の証言が得られれば、捜査手続きが継続され、必要に応じて家宅捜査（レイド）が行われる。実際、同国において特許等の訴訟は少なからず存在する（図3及び図4）。しかしながら、年10件以下といった状況であり、同制度を積極的に活用する動きは現状ではほとんどない。

各知財権に基づく無効訴訟に関しても、表2及び表3に示すように、商標が中心である。ROUSE及びHakindah両事務所によると、現時点では特許等の訴訟のような複雑な訴訟に対応できる裁判官・弁護士はかなり限定されることで、国として特許等を活用できる体制がまだ整っていないように思われる。しかしながら、両事務所及び現地企業の担当によると、知財権を活用するマインドがないわけではなく、商標に関しては比較的積極的に権利行使する動きがある模様である。ただし、訴訟に発展するケースは非常に稀であり、そもそも侵害者自身が商標権の存在を知らない場合や知的財産権侵害についての理解が乏しい場合も多いため、侵害者とともに最適な解決策を考える場合もあり、一般的に穏便に解決する傾向にあるとのことである。

表2 Commercial Courtに基づく無効化事件の件数（Hakindah Internationalより）

年	2014	2015	2016	2017	2018
特許	1		1	4	2
小特許	1	2	1	1	2
意匠	4	5	3	5	9
商標	50	55	39	34	40

表3 Supreme Court (Appeal) の無効化事件の件数（Hakindah Internationalより）

年	2014	2015	2016	2017	2018
特許		1		1	2
小特許		1	1	2	2
意匠	3	6	3	5	1
商標	51	29	29	20	27

った。実際のところ、刑事的手段による権利行使が行われたとしても刑事訴追まで持ち込まれるケースは少なく途中で、謝罪広告等を進める等、示談となることが大半である模様であった。

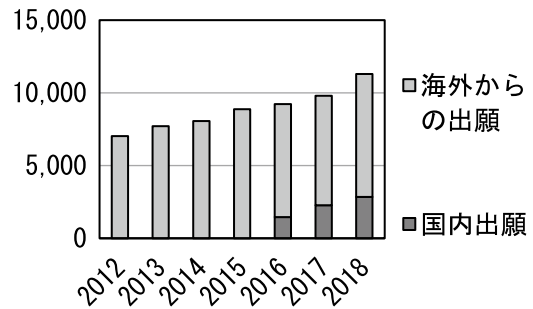


図1 特許等の出願件数 (ROUSEより)

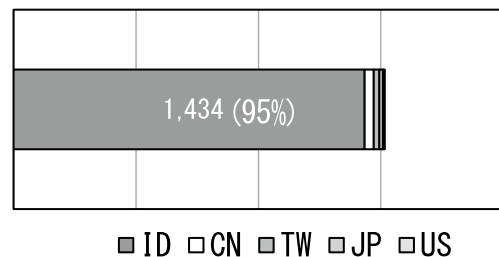


図2 小特許の出願件数 (2018年) (ROUSEより)

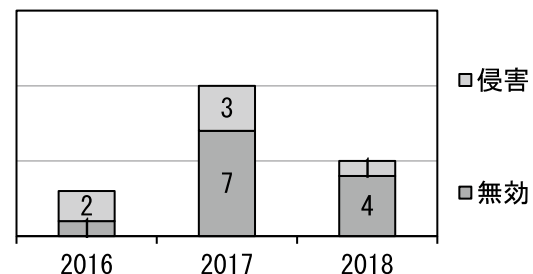


図3 特許等のCommercial Courtの訴訟件数 (無効・侵害件数) (ROUSEより)

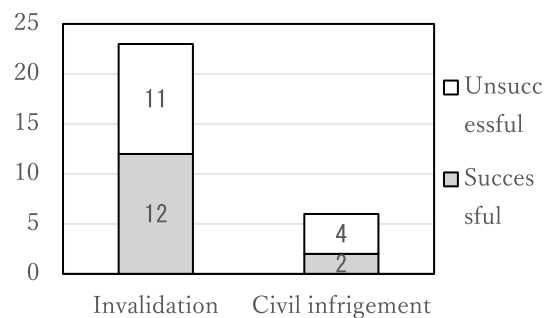


図4 Supreme Courtによる特許無効訴訟の件数 (2002年-2018年件数) (ROUSEより)

以上、現時点においては、インドネシアでは特許等を活用するフェーズには至っていないといえるが、知財権を活用するマインドは存在するため、今後、制度の整備（人的面も含め）がなされるに従い、特許等を活用する状況になり得る可能性はある。同国は人口も多く、市場も大きくなる可能性が高いため、引き続き同国の状況をウォッチしていく必要があると思われる。

3) 所感

以前までならばインドネシアの模倣品はデッドコピーが多かったため、商標や意匠、部分意匠での権利行使で対応できた。しかし現在インドネシアに流通する模倣品は巧みになってきており、全く同じ商標を使わなかったり様々な模倣部品を組み合わせて作られたりして、商標・意匠・部分意匠から想起される範囲外での模倣品が作られている。そのため、これらを打破すべく特許を取得して、特許権を用いて権利行使を行う必要性が生じている。

しかしインドネシアにおいて、このF7研修を通じて感じたことは、模倣品は巧みに進化してきているのにも関わらず特許権者側は特許等を活用できるフェーズに全く追いついていないということである。

これらのギャップを埋めるべく各機関の知財方針のウォッチング、“特許制度の拡充／充足”及び“現地裁判官／弁護士の特許論争プラクティスの重要性”の啓発活動を続ける必要がある。

(3) シンガポール

1) 権利化の留意点

①ASPECにおける特許の審査促進制度

シンガポールはグローバル特許審査ハイウェイ（グローバルPPH）、ASPECの参加国である。通常のシンガポール国内出願であれば、特許出願から登録まで2年から4年かかるところを短縮化できる可能性があり、例えばIPOSに限って言えばPPH申請後の最初のオフィスアクション

までの期間が平均3.66か月である。IPOSによればASPECについては同期間が全加盟国で平均9.5か月というデータがあるが、第一国をシンガポールとするとIPOSは60日以内で最初のオフィスアクションを出すとともに、次に引き継ぐASPEC加盟国に対して審査を加速するよう口添えしてくれるという話もあった。上記から、IPOSはかなり本気で審査促進に取り組んでいるように思われた。

2019年にASPECにおいて開始された新たな審査促進手段はその審査期間を更に短縮化するものであり、IPOSのみならず各訪問先でも話題の中心であり、活発な議論が行われた。ここでは特徴的なASPECの新制度について列挙することとする。

・PCT-ASPEC

2019年8月26日から3年間限定で試験運用が開始されたASPECの審査促進プログラムである。PCT出願においてASEAN域内の国際調査機関・国際予備審査機関（シンガポール、フィリピン）を選択したとき、当該機関にて発行される調査結果を利用して通常のASPECよりも短期間で審査が行われる。年間100件という限定はあるが最初のオフィスアクションは国内移行後6か月以内とされており、極端な事例としては国内移行後2か月で登録された出願もある。

本プログラムを利用するにはPCT出願を「英語」で行う必要はあるが、例えばPCT出願を日本で行い、国際調査機関を上記2国のいずれかにすることも適用可能であり、件数は少ないながらも利用する日系企業もあるとのことであった。

IPOSは、多数の中国系審査官が在籍することから英語のみならず中国語の文献調査も直接行っていることや企業向け調査サービスの提供も行っていること等を理由に、他国に比べて広範な調査結果に基づく審査が可能であることをアピールしている。このことから、出願人が国

際調査機関にシンガポールを選択した場合には他国に比してより強力な特許を得られる可能性がある。他方、例えば他の特許庁（ファミリーのうち中国以外の特許庁）では探知されない公報を発見されてしまうおそれもある。

・ ASPEC AIM (Acceleration for Industry 4.0 Infrastructure and Manufacturing)

2019年8月26日から2年間限定で試験運用が開始されたASPECの審査促進プログラムであり、フィンテック、AI、サイバーセキュリティ等の第4次産業分野の特許出願の審査を優先的に行うプログラムである。6か月以内に最初のオフィスアクションを発行することとなっており、年間50件の申請が可能である。

このプログラムでは出願第一国がシンガポールであることが必須であり、後述する国内向けプログラムと同様にIPOSの審査能力あってこそその制度と思われる。実際に他の訪問国においてもIPOSの審査能力に期待する声は多数聞かれた。

②国内特許出願向け審査促進制度

シンガポールにはスマートシティの実験場になろうとする国策的な動きに合致する国内出願向けの審査促進制度があり、特徴的な取り組みであることから、IPOS等で紹介された。

・ Accelerated Initiative for Artificial Intelligence (AI2)

AI2は人工知能発明（画像認識、スピーチ・音声認識、自然言語処理、自動運転システム等）に関する特許出願に関する審査促進プログラムである。出願に際してはプログラム適用のための申請書に加え請求項が20以下といった条件はあるものの、追加費用は不要であり、出願から登録までわずか3か月だった事例もある（通常は2年から4年）。

・ FinTech Fast Track (FTFT) Program

Fintech関連発明（電子決済、投資プラットフォーム、保険テクノロジー、ブロックチェー

ンおよび銀行業務等）についてAI2と同様に審査を促進するプログラム。出願から登録までに7か月という事例もある。

③特許異議申立制度等

特許付与前の異議申立は認められていないが、これまでは非公式の情報提供が認められていたところ、2019年8月の法改正により正式に情報提供が認められることとなった（現時点では施行時期は未定である）。また、登録後の特許明細書は公開され、2014年2月14日以降の出願に関しては、IPOSによる審査報告書及び見解書についても閲覧可能となっている。

特許付与後の異議申立については特許法80条により制定されてはいるものの、2015年～2018年の実績は0件～3件（2015年2件、2016年0件、2017年3件、2018年2件）と極めて少なく、殆ど活用されていない。なお、異議申立の結果については公開されており閲覧可能となっている。また、件数等の詳細なデータは確認できなかったが、特許付与後におけるクレームの訂正が認められている。

④IPOSの他の取り組み

IPOS関連機関のIPOS Internationalでは、出願前調査、無効調査、FTO (Freedom to Operate) 調査等の各種調査を請け負っており、民間の調査会社のような側面を有する点で、他国特許庁には見られない特徴がある。その理由はシンガポールがアジアにおけるIPハブを目指し、知的財産を活用した商取引の拡大を目指していることと関係があり、既述のようにIPOSが他国よりも強力な調査能力があると喧伝しているのも、こうした関連機関によるサービスの充実に支えられたものであるとのことであった。

⑤シンガポールに実用新案制度、あるいは小特許制度が存在しない理由

シンガポールではタイ、インドネシア、マレーシア及びベトナムと異なり、実用新案制度、あるいは小特許制度が存在しないため、技術的思

想の保護のためには特許出願を行う必要がある。IPOSでは10年以上にわたって実用新案制度の導入を検討してきたが、以下、a)～c)の理由により、法制化のメリットはないとの結論に至っている。

- a) シンガポールの企業は外国で実用新案や小特許による出願を殆ど行わないし、制度への関心も薄い
- b) データによれば、シンガポールにおける特許による受益者は半数が外国企業又は国内の大企業であり、(一般的には実用新案を必要とするとされる)個人や中小企業ではない
- c) 実用新案は実体審査を行わないため、法的な不確実性や訴訟を増加させ、結果として保護に高いコストが生じる可能性がある。これらの理由は、シンガポールと他のASEAN加盟国における知財の立ち位置の違いを顕著に示している。

2) 権利行使の留意点

①権利行使全般

権利行使については訪問先が権利行使に積極的な企業ではなかったことに加え、そもそも特許侵害訴訟の件数が極めて少ないということもあり、あまり積極的には議論を行わなかった。しかし、裁判資料が全て公開されており、秘密保護命令により保護されない限りは裁判所に請求することで写しを入手することができることや、裁判において技術専門家の意見が重視されること、審理が12か月程度で行われることが明言されていることなどから、シンガポールでは裁判制度が整っており、かつ安定した結果が得られることが窺えた。

なお、それほど多くの情報が得られたわけではないが、現地代理人においても裁判による紛争解決には総じて否定的であり、例えば輸入者に対して強力な抑止メッセージを送ることを希望している場合や、大量の出荷が決まっている

ようなときでなければ大抵は和解協議、或いは仲裁により紛争は解決されるとのことであった。これはシンガポールがASEAN地域における知財紛争解決のハブ的存在を目指し、シンガポール仲裁センター(SIAC)、WIPO仲裁調停センター(AMC)の活用を積極的にアピールしていることや、それに伴い仲裁人ネットワークが充実していることと無関係ではないのかもしれない。

また、シンガポールには日本における判定制度(特許庁が特許等の技術的範囲について中立・公平な立場から判断を示す制度(審判便覧58-00の1.))に相当するものではなく、現時点ではIPOS以外にも判定に類する判断を行う公的機関は存在しない。しかしながら国策的に積極的な起業家支援が行われている関係で、IPOS関連機関(例えばIP Value Lab)や首相直属組織IP Innovateの関連機関等においてもスタートアップの投資価値判断を行う一環として、FTO調査や簡単な判定も行われているとのこと。

なお、侵害訴訟において先使用による抗弁は認められている。このため、善意で販売している製品やサービスが特許等の侵害を構成すると指摘されることがないように、日頃から先使用の抗弁に備えた証拠確保をしておくことは重要である。

②その他

米国系グローバル企業であるMastercardシンガポールの知財担当者によれば、同国では一応は法制度が整っているので特許権を取得するが、他のASEAN諸国については、法制度が十分でないことを理由に特許権の実効性に懐疑的な考えを持っているようであった。我々の事前の予想では、シンガポールを拠点としてASEAN諸国での権利化と権利行使を司っているのではという見方もあったが、実際にはそうではなく、シンガポール以外については商標権を取得している程度であった。

またBird & Bird事務所では、シンガポール発祥のコンピュータ技術企業Creative社が重要技術に関する特許権を武器に米国にてApple社と争って、勝訴した実例が紹介され、特許権の取得がいかに重要かということを実例から学ぶものであった。

3) 所感

シンガポールに関して抱いた印象としては、他の訪問国に比べて、知財の制度面、実態面ともに進んでおり、ASEAN加盟国の知財をリードするという自負があり、かつ他のASEAN加盟国もそのことを認めているということである。特に、国際調査機関としてIPOSを選択することで中国文献を含む先行技術調査が行われる点については、他の国際調査機関に対して優位性を主張している。

シンガポールでビジネスをする際の留意点としては、権利化の必要性の大小や費用面を考慮して、積極的に知財権の権利化を図っていくことが重要と考えられる。その際に、IPOSが実施するPCT-ASPEC等の審査促進制度の利用を検討することも有用である。知財権の権利行使に関しては、現地の知財法律事務所のアドバイスを得ながら、和解協議や仲裁による解決を図っていくことが重要と考えられる。

(4) マレーシア

1) 権利化の留意点

①特許・小特許制度

マレーシアでは特許のほかに、日本の実用新案に相当する権利として、小特許 (Utility Innovation) が存在する。小特許は、日本のように物品の形状や構造等に限定されず方法も対象としており、新規性と産業上の利用可能性が要件とされるが、非自明性 (進歩性) は要件とされない。また、小特許は無審査で登録されるわけではなく、登録要件について実体審査が行われる。

小特許の特徴として、存続期間の延長制度が挙げられる。延長の際には、実際にマレーシア国内にて、その小特許に係る発明を商業上又は産業上利用している証拠を提出するか、不実施であってもその理由が認容されれば、延長が認められる。存続期間の延長は5年ごと、2回まで認められるため、出願から10年の保護期間を、最大で20年まで延長することができる。一方、小特許には、一つの請求項しか認められていない。このため、小特許を効果的に利用するためには、権利範囲の設計が重要になると思われる。

②審査促進制度

マレーシアでも審査促進制度としてPPHとASPECが利用可能である。対象国はPPHが欧州特許庁、中国特許庁、日本であるのに対し、ASPECではASEAN 6とカンボジア、ブルネイ、ラオスとなる。また、英語で明細書を作成し、シンガポールを国際調査機関として選択した場合には、PCT-ASPECの利用も可能となる。

一方、通常の特許の審査の場合、マレーシアでは修正実体審査制度と実体審査制度があり、出願人はどちらかを選択することができる。修正実体審査では、マレーシアの特許の請求項を、対象国で成立した特許の請求項へと補正することが求められる。現地代理人からは、日本企業がマレーシアにて早期に権利化を図りたいのであれば、審査促進制度ではなく、修正実体審査請求を利用するよう勧められている。実際、修正実体審査請求も、ASPECやPPHなどの審査促進制度も、他国での特許の成立を前提としており、ASPECやPPHの利用の機会はそれほど多くないと思われる。マレーシアでの修正実体審査の対象国が、日、韓、米、英、欧、豪であることから、それ以外の国でありかつASPECやPPHの対象国での成立特許の請求項に合わせたい場合 (例えば、中国のみで特許が成立している場合)、これらの制度を利用することが考えられる。

2) 権利行使の留意点

①FTO調査における留意点

マレーシアでは、特許出願及び小特許出願は、優先日または出願から1年半後に公開されるが、公開情報の中に明細書や請求項などの書類が含まれていない。公開される情報のうち、発明内容を窺い知るための情報としては、出願人、発明の名称、IPC、要約程度であり、特許成立後もその旨が公開されるのみで、公報の全文は公開されない。そのため、FTO調査を実施するのであれば、IPC、競合の出願人名、要約などで検索を行い、要注意文献を抽出したうえで、出願書類をマレーシア知的財産公社(MyIPO)から取り寄せる必要がある。全文の取り寄せには費用がかかること、マレーシアのみに出願する特許が少ないことに鑑みれば、現実的には、他のASEAN諸国と同様に、PCTや他国の特許調査によって他社出願を抽出し、経過情報の監視をすることになるだろう。

②特許の裁判制度

マレーシアでは、商標や著作権の侵害については、刑事告訴することができる。一方、特許(小特許含む)については、民事訴訟による権利行使が通例である。特許の有効性や権利範囲への属否を判定する機関としてSIRIM(Standard and Industrial Research Institute of Malaysia)を利用することができる。SIRIMは、同国科学技術庁の一機関が民営化されたもので、専門家による見解を得ることができる。

特許訴訟制度では、Hot Tubbingという制度が導入されている。この制度では、特許訴訟における科学的な論点について、双方の証人が裁判所の裁判官の指揮の下で議論を行う。この制度により、米国のDepositionと異なり、証人が相手方の弁護士による攻撃的な尋問にさらされることなく証言することが可能となる。オーストラリアで取り入れられた制度を見習い、マレーシアでも導入されたようである。証人は、同

国内に不在の場合でも、国外からWeb会議システム等を通じて参加可能で、迅速な訴訟審理に資する制度が整っている。実際、1~1.5年で、侵害訴訟を含めた裁判結果が得られるとのことであった。なお、原告勝訴率は30~50%とのことで、特許侵害訴訟について、公平に議論できる環境が整っていると感じた。

③近年の裁判例

マレーシアにおける近年の重要な裁判例として、「独立の無効化に伴う従属請求項の有効性」に関する裁判例を紹介する。従来、マレーシアの特許訴訟においては、独立項が無効になった場合、従属項の特許性は審査されず、自動的に無効と判断された裁判例(SKBシャッター事件)が存在していた。この裁判例に従えば、特許の有効性を従属請求項についても争える余地を残すためには、従属項をすべて独立項に書き換えておく、といった形式上の対応が必要となる。しかし、2019年に最高裁判所がSKBシャッター事件の判断を覆し、独立項が無効になった場合でも、従属項の有効性を個別に検討する必要があると判断した(メルク事件)。したがって、上述のような請求項の形式を修正しておく必要性はなくなったものと思われる。

なお、マレーシアは、イギリスの裁判例やブラクティスに倣う傾向があるとのことである。例えば、現在マレーシアでは均等侵害の概念がないが、最近、イギリスで均等侵害の裁判例が出たことから、今後均等侵害を認める判決が出る可能性がある、現地代理人から示唆された。

④模倣品対策(商標)

マレーシアでの模倣品対策の政府機関の一つとして、今回訪問したMDTCAがある。MDTCAでは、主に、商標と著作権侵害品の取り締まりを実施している。通常、商標権者等から申し立てを受け、模倣品の対策を行うが、近年、Basket of Brands(BOB)という制度がはじまっている。本制度では、商標権者が予め自らの商標登録に

基づく商標を申請登録しておき、MDTCAが予防的に模倣品を取り締まるという制度である。

実際に、マレーシアでの模倣品が売られているチャイナタウンを訪問した。そこでは、堂々と有名ブランドを模した模倣品が販売されており、「スーパーコピー」と声をかけられた。模倣品の多くは、中国から流通してきているとのこと。MDTCAでは、模倣品販売店への改善命令だけでなく、実際に模倣品の販売をやめ、その後再び模倣品販売に手を染めていないか、視察を継続しているとのことであり、今後MDTCAの活動により、模倣品対策が進むのか、注目される。

3) 所感

今回、マーケットで売られている偽物とそれを取り締まる機関が模倣品の対応に追われるという発展途上の側面と、裁判制度においてHot Tubbing制度の導入によって、専門家同士の見解を採用し、公正な裁判を実施しようとする先進的な側面との双方を肌で感じる事ができた。

マレーシアには、請求項が1つしか許されないという制限があるものの、存続期間を出願から20年にまで延長できるというユニークな小特許制度が存在する。また、先に述べたように知財裁判制度への先進的な取り組みにより、公平な裁判を実施しようとしている。現在、知財の訴訟件数はそこまで多くないものの、小特許を含めた知財権は実効性を有するものと考えられ、各知財権を活用することで、ビジネスを優位に進めることができるのではないかと感じた。

(5) ベトナム

1) 権利化の留意点

①特許・小特許制度

ベトナムでは、日本の実用新案に相当する権利として小特許制度（Utility Solution：以下、ベトナム実案）が存在する。ベトナム実案は物品の形状や構造等に限定されず、方法、化学物

質、生物材料も対象としており、新規性と産業上の利用可能性が要件とされるが、進歩性は要件とならない。これらの登録要件について、実体審査が行われ、審査請求日から18か月以内に審査が完了する。特許の審査請求期限は出願日（優先日）より42か月に対し、ベトナム実案は36か月である。ベトナム実案の権利期間は10年（特許は20年）である。2019年の特許出願件数（公開情報がないため現地知財法律事務所による概算）は約7,500件、ベトナム実案出願件数は約600件である。

IP Viet Namの特許審査官は6つの部署に現在62名が在籍しており、電子・通信分野12名、機械分野8名、交通・建設分野7名、医薬分野10名、バイオ・農業分野11名、化学分野14名という内訳であった。審査に関して他国の審査結果も参考にしているとのコメントは得られたが、特定の国を参考にすることはないと回答であった。

②審査の不服申立制度

ベトナムでの審査において拒絶査定を受けた場合、不服申立（日本の拒絶査定不服審判）はまずIP Viet Namに対して行う。この不服申立の結果に対してもなお不服な場合、MOSTまたは裁判所に対して不服申立を行うことができる。実際にはMOSTへ手続きを行う例がほとんどである。なお、同国には知財高裁は存在しない。

③審査促進制度

ベトナムにおいてPPHとASPECの両方が利用可能である。PPHはIP Viet Namが外国特許庁と協力して審査するものであり、審査の質が高いという特徴がある。現時点でのベトナムのPPHはJPO、韓国特許庁（Korean Intellectual Property Office：以下、KIPO）との間でのみ実施されている。PPHは出願件数の上限が設けられており、JPOは年間200件、KIPOは年間100件である。件数が上限に達するとその年のPPH申請はできなくなるので注意が必要である。

一方、ASPECはASEAN10か国による審査協力であるため、審査結果を参照する国によって審査品質にばらつきが生じる可能性がある。ベトナムでは、審査技術の高さからシンガポールの審査結果を優先して参照しているとのことであった。またPPHのような出願件数の上限はない。

これらの制度利用により、権利化までの期間や費用を短縮することができる。権利化までの実審査期間は、2016～2018年の平均でPPHは12.9か月、ASPECは31か月という結果であった。現時点でPPHとASPECを比べた場合、出願件数が上限に達していないのであればPPHの方が早期権利化できるものと考えられる。

2) 権利行使の留意点

①公開公報および公報の閲覧方法

ベトナムの特許及び実案は、出願から19か月後に公開されるが、オンラインでの請求項や明細書の閲覧はできず、書誌事項のみの公開となっている。公開公報を確認したい場合は、IP Viet Namに取り寄せを依頼すれば入手できる（郵送も可）。一方で、登録後の特許公報については、権利付与決定から2か月後に公開され、DigiPatというDBに収録される。そのためオンラインにて、書誌事項だけでなく請求項や明細書を無料で閲覧することができる。現時点ではベトナム語での検索か特許分類IPCでの検索に限られる。また、別のDBとして英語で検索が可能なIP LIBというDBも存在するが、こちらは書誌事項のみの収録となっている（IP LIBでは特許だけでなく商標、意匠の検索も可能）。

②先使用权

INVESTIPからの情報としては、ベトナムでは先使用权が認められており、他者からの特許権侵害主張に対する対策の1つとして有効であるとのこと。先使用权主張のための証拠書類についてはPrivate Bailiff Office（以下、PBO）で認証手続きを行えばよい。PBO署名のもと封印

された証拠書類は手続請求者、PBO、政府司法省にそれぞれ秘密に保管されることとなる。先使用权は、日本で製造した物をベトナムに輸出し、同国で販売する行為も対象となるとのこと。

③無効審判

ベトナムでの直近5年間の無効審判件数を表4に示す。（2019年は訪問時点）

表4 無効審判件数

年	2015	2016	2017	2018	2019
特許	1	2	29	2	13
実案	0	3	3	1	1
意匠	10	9	10	10	10
商標	317	341	272	298	302

表4の通り、現状では商標が中心であり、特許については出願件数に比べて無効審判件数はかなり少ない状況である。無効審判において、審決が出るまでの期間は、商標では平均12～18か月となっており、商標以外は、案件が複雑なケースが多いことからさらに時間がかかることであった。ベトナム商標は、他国で著名であったとしても、ベトナムで著名でなければ無効にすることが難しいため注意が必要である。

④侵害解決

ベトナムで知財権侵害の解決は、行政機関を利用した行政ルートと裁判所を利用した民事ルートがある。裁判所の知財案件処理経験が少ないこともあり、一般的には行政ルートが選択される。行政ルートではMOST、市場管理局（Market Surveillance Agency：以下、MSA）、税関、公安、各省人民委員会のいずれかの行政機関で事件の処理が行われる。どの行政機関に申請すべきかについては、権利の種類や侵害規模、侵害場所によって変わってくるが、例えば規模の大きな案件、医薬品や食品など人の命に係わる案件はMOSTが担当し、規模の小さな案件はMSA、国境近くで発見されたような案件は税関が担当する。

権利者が侵害行為を発見した場合、まず初めにVIPRIで侵害鑑定することを推奨する。MOSTなどの行政機関の裁決においてVIPRI鑑定を証拠として扱えることが法律で定められているためである（但し、VIPRI鑑定結果に法的な拘束力はなく、あくまで各行政機関が参考として利用するものという位置付けである）。鑑定に必要な資料はベトナム語で準備する必要がある。VIPRI鑑定を取得後に、申請者自らが上記機関に申請を行ってVIPRI鑑定結果を提出するという流れとなる。行政ルートで、侵害が認定された場合の制裁としては警告、罰金が主であり、場合によっては侵害品の回収、破壊の措置も行われる。また行政手続きであることから損害賠償請求をすることはできない。MOSTが2019年に担当した事件は、今回訪問した時点で99件であり、そのうち特許については5件、残りほぼ商標に関するものとのことであった。

3) 所感

今回の研修で訪問した他の国と比べると官庁の建屋は古風で質素であったが、我々が予め送付していた質問以外に掘り下げた質問をしてもすぐにベトナム特許法の条項を根拠とした的確な回答が得られ、いずれの訪問先も知財の専門家であるというプロ意識が見受けられ感心した。また、どの訪問先も知財に関する式典前のため多忙にしており、国を挙げて知財に力を入れようとしている姿勢が印象的であった。

ベトナムでは、登録後の特許公報がオンラインで無料閲覧できる環境が整備されており、またVIPRIという国家機関による侵害鑑定を証拠として用いることができることから、日、米、欧

等と同じようなスキームで権利化後の活用が行える可能性がある国であると感じた。したがって、日本企業が同国でビジネスをする際には、知財権の取得やFTO調査などの知財面での準備を十分に行っておく必要があると感じた。

4. おわりに

本現地研修は、約2週間半でタイ、インドネシア、シンガポール、マレーシア及びベトナムの7か所の公的機関、9か所の知財法律事務所、5か所の市場、及び6社の企業を訪問する充実した工程であった。

各訪問先では、研修生が用意した質問のみならず、その場で生じた疑問に対しても回答していただき、各国における知財制度と実態について理解を深めることができた。特に、通常は訪問する機会を得ることが難しいと思われる公的機関や企業を訪問することができ、各訪問先に所属される現地の方々との交流を図れたことは大変有意義であった。タイ、インドネシア及びベトナムでは現地語の簡単な挨拶を事前に学習した上で実際の会話に使ってみたことが、双方の距離感を大きく縮めることに寄与した。また各国の文化や国民性等を直接に感じ取ることができ、各国知財事情の把握に大変役立った。

約2週間半という期間内に多くの機関等を訪問することができたのは、調整いただいた現地事務所、人材育成委員会、事務局及び快く研修団の訪問を受け入れていただいた関係機関の方々のご尽力の賜物である。

本報告が会員各社の参考になれば幸いである。

表5 2019年度F7研修 研修日程及び研修

研修	回	開催日	研修内容等
事前研修	1	5/28	ガイダンス、講義①ASEAN知財概況及び本研修を有効にするための留意点、係決め、学習テーマ検討
	2	6/28	講義②タイの知財概要、学習テーマ検討、質問抽出
	3	7/23	講義③インドネシアの知財概要、質問抽出

事前研修	4	8/22	講義④シンガポールの知財概要, 質問抽出
	5	9/30	講義⑤マレーシアの知財概要, 質問状の完成
	6	11/1	講義⑥ベトナムの知財概要, 学習テーマの中間報告
現地研修	1	11/17	移動
	2	11/18	(タイ) 知財法律事務所S&Iインターナショナル, 知的財産局, 市場視察Diamand at MBK
	3	11/19	(タイ) 企業訪問 サイアムセメントグループ, 三菱電機アジア
	4	11/20	移動
	5	11/21	(インドネシア) 知的財産総局, 知財法律事務所ROUSE, 現地企業2社
	6	11/22	(インドネシア) 市場視察Pasar Baru, Harco Glodok, Glodok Pinangasia, 知財法律事務所Hakindah International
	7	11/23	(インドネシア) 自由研修
	8	11/24	移動
	9	11/25	(シンガポール) 知的財産庁, 企業訪問Accelerate Technologies Pte Ltd, 知財法律事務所Bird & Bird ATMD
	10	11/26	(シンガポール) 企業訪問Mastercard, JETRO, 知財法律事務所Spruson&Ferguson
	11	11/27	移動
	12	11/28	(マレーシア) 国内取引・消費者省, 知財法律事務所Shearn Delamore & Co.
	13	11/29	(マレーシア) 企業訪問 PETRONAS, 知財法律事務所SHOOK LIN & BOK, 知財法律事務所Ram Caroline, 市場視察China Town
	14	11/30	(マレーシア) 自由研修
	15	12/1	移動
	16	12/2	(ベトナム) 知財法律事務所INVESTIP, 市場視察Dong Xuan market, 知的財産研究所
	17	12/3	(ベトナム) 知的財産庁, 科学技術省監査局
	18	12/4	移動
事後研修	1	12/20	まとめ(現地研修感想, 会誌原稿・学習テーマ成果報告準備)
	2	1/31	まとめ(会誌原稿全体読み合わせ, 学習テーマ成果報告作成)
	3	*未定	総まとめ(会誌原稿最終確認, 学習テーマ成果報告会)

*新型コロナウイルス感染拡大の影響の為、延期

【研修参加者(敬称略)】

氏名(会社名) <*はリーダー>
平野 敦子(花王), 安田 亮輔*(創英国際特許法律事務所), 渡邊 義敬(長瀬産業), 中村 祥太郎(日本特殊陶業), 土屋 輝之(原田工業), ジョン ウヒョン(パナソニック), 岡村 大輔(PHCホールディングス), 林 佑樹(本田技研工業), 木村 圭助(ユニチカ), 濱淵 崇亘(カネカ)

【人材育成委員会・事務局(敬称略)】

上本 浩史(ダイキン工業), 小澤 譲(リコー), 川端 裕輔(カネカ), 浅葉 直樹(富士通), 長谷川 和之(パナソニック), 本間 英明(凸版印刷), 久山 秀人(事務局), 堀 敏行(事務局), 海野 祐一(事務局)
--

(原稿受領日 2020年3月31日)